

多様な人材が参画し住民に開かれた
議会の実現について

研 修 会 記 録

(令和5年11月28日)

堺 市 議 会

堺市議会議員研修会

令和5年11月28日

研 修 会 記 録

講 師

東北大学大学院情報科学研究科准教授

河 村 和 徳 氏

堺 市 議 会

○午前10時開会

○的場慎一議長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから堺市議会議員研修会を開会いたします。

本日の研修会の進行は、私、議長が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、堺市議会議員研修会に出席いただきましてありがとうございます。

本市議会では、ご承知のように、議会基本条例第18条「議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする」と規定されておりますとおり、毎年議員研修会を実施しています。

本日の研修は、3つの項目を設けて実施いたします。

まず1つ目として、「多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現について」をテーマに講演を行います。

そして、講演終了後に2つ目として、「議会基本条例について」、及び3つ目として「政治分野におけるハラスメント防止のための取組について」をご案内させていただきます。

全国的に様々な社会背景・社会課題がある中、地方議会においては、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現すること、また、議会が役割を発揮するためのデジタル化対応などが求められています。

このような状況の中、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現に向けて、本市議会としてどのように取り組んでいくべきか、現状認識や課題等について最新の知見をもとにご講演いただくため、東北大学大学院情報科学研究科准教授、河村和徳先生に、ご講演をお願いいたしましたところ、大変ご多忙にもかかわらず、ご快諾いただきました。まずもって、心から御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

つきましては、最後までご傾聴いただき、この議員研修会が有意義なものとなりますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

続きまして、本日の研修会の講師であります、河村和徳先生をご紹介します。

先生は、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程単位取得退学後、金沢大学法学部助教授、東北大学大学院情報科学研究科助教授を経て、2007年より現職としてご活躍されています。

また、総務省が設置した「地方議会・議員のあり方に関する研究会」の委員などを歴任し、現在は、全国都道府県議会議長会が設置する「都道府県議会デジタル化専門委員会」の座長を務められています。

それでは、河村和徳先生、よろしくお願いいたします。

「多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現について」

講師 東北大学大学院情報科学研究科准教授

河村和徳

スライドの方を送ったところ、堺市はタブレットにちゃんと入れますからということで、進んでいるな、というところがあるんですが、最初に余談なんですけど、私、明日韓国に出張なんです。本当は関空から行けばいいんですが、ちょっと明日授業がありまして、1回仙台に戻って授業終わってから行くんですけど。明日は明日でそのようなことがあるんですけども、実は今、韓国と、議会のデジタルの話を少し共同研究しておりまして、済州島へ去年の12月に行って、ちょっとショックを受けました。

何がショックだったのかというと、先ほどご紹介にありましたとおり、私、全国都道府県議会議長会のデジタル化専門委員会の座長をしていると。それで見に行ったら、済州島はもうAIを使って、政策秘書みたいなことをやろうという形で、議会。タブレットはどれぐらい入れたんですかと尋ねたら、コロナが始まって半年で全部入れましたと。全部オープンになっていて、さらにびっくりしたのが、採決も出るんですよ。誰が賛成したか反対したかという。それもレスポンスタイムも出るという。誰が早く押して誰が遅く押したのか、そこまでわかっちゃう。

ただ、注意しなければいけないのは、その韓国の先生と話をすると、いやいやという話をするんです。韓国はむしろ民主化の歴史が浅いので、信頼されていないのでデジタルをやるんですという言い方をします。要するにどういうことかということ、韓国は元々民主化したのは1990年代で、実はこのタイミングでいろんなもののデジタルがスタートしたところですから、Windowsが入ってきて、生活の中にパソコンが入って。ですから、韓国というのは元々デジタルを想定した形で制度ができています。

しかし、日本の場合は、古い明治の時代から連続して連綿と伝わっている、議会制度・選挙制度の上に今の制度があるので、過去を引きずっていると。過去は、いい意味で言えば、その信頼を構築しているんですけど、悪い意味で言えば変えられない。

誰かが変えるというふうに言っても、なかなか変えられないような仕組みになって、だからそのあたりで言うと、韓国と比較研究をしていると、考え方ももちろん違うんですけども、デジタルに対する考え方も違って、請願なんか、ソウル市でしたか、請願もオンラインでやります。

それは元々番号制が、日本でいうと佐藤栄作内閣ですから1960年代ぐらいから入っていて、日本でもその頃、番号制の話があったんですけども、マイナンバーになるまで全然できなかったんです。

韓国の場合は、「今はもうカードレス」と言っていました。どういうことかと言いますと、マイナンバーカードとかのプラスチックカードはなくても携帯があればいい。さらに韓国がすごいのは、日本では絶対にできませんが、マイナンバーカード、いわゆる個人番号を携帯にインストールして「ピッ」「ピッ」「ピッ」「ピッ」とやっているんです。そうすると、やっぱりデジタルをベースに制度を設計できる。

やっぱり違いかなというのはありましたけれども、ただ全部を受け入れるわけではなくて、どれが参考になるかならないかというのを吟味できるというメリットもあるわけなので、そういうことを今少しやっているところです。その絡みでちょっと説明なんですけれど、やっぱり「デジタルの話を大学の学問として、民主主義のデジタル化ってどうすれば進むか。」インターネット投票に関しても私、つくばのスーパーシティの方でも一応有識者で参加させてもらっていたりもしますので、「やはりどうやって、デジタルが進まない中で、デジタルを進めていくか」というちょっと難しい話と、あと制度を変えなきゃいけないところも、少しやらせてもらっています。

今日のお話はどちらかというと議会の話ですけども、難しいのは、某デジタル担当大臣じゃないですけど、「便利である」って入ると、便利でない方から反発を受けてしまう。そうすると、いろんな改革をするときに、まず大事になるのは、実は便利であるという最初のほう、物語って我々言っていますけれども。ナラティブですね。東京オリンピックだったら、「復興五輪という、みんながその改革の方向に向かっていけるベクトルを合わせられるもの」、言い方悪いですけど、ちょっと反対しづらい物語を設定しないとなかなか改革というのは進みづらい。要するにどういうことかという、「便利だ、と言いながら便利じゃない」とか、（トラブルが）発生するところに便利だということをいくら言っても反発を食らうだけなので。

そうではなくてやはり、「なぜ改革をしなければいけないのか」って言ったときに、個人的な都合ですけども、公の都合の方から少し演繹しながら、改革の方向性を見せていく必要があるのかなと。

ですから、「おばあちゃん、マイナンバーカードを持ったら便利だから、選挙行ってね」と言っても行かないです。実際につくばの実証実験で、これはオープンになっていますけれども、インターネット投票をやろうとしたら、ヘルプデスクに、普段マイナンバーカードを使ったことがない方から殺到するわけです。

この方々、いつも普段選挙行ってらっしゃるから、普段の選挙に行けば、本人確認をして、投票用紙を受け取ってさらさらっと書いてポンと投票するだけなのが、ヘルプで30分ぐらいかかる。そうすると、便利だからインターネット投票というのはなかなか難しい。では、これをなぜしなければいけないのかということを手くやっついていかないといけない。

結論から言うと、みんながインターネット投票ではなくて、「やりたい人がインターネッ

ト投票をやる」、いわゆるe-Tax方式で、ある一定期間続けないとなかなか厳しいのかなどいうのがあるかというふうに思います。

我々、議長会の方ではそれをデジタルインクルージョンと呼んでいます。デジタルで便利になるんじゃないくて、デジタルで困っている人がプラスになる。例えば選挙の場合でしたら、投票に行きたいんだけど行けない人の投票権を保障する。議会であれば、議場で発言できない状況にあるんだけど、発言したいという人たちの、ある意味でその機会を提供する。これデジタルでないとなかなかできない話ですので、そういうデジタルインクルージョン的な発想で、改革を進めるってやっぱり大事じゃないかというふうには考えます。

話の本題に入っていきたいんですが、その前にとということで、スライドの講話の前にというところで。

皆さんご承知だと思いますがと言って、最近あちらこちらで議会改革の話をするときにこの話をして、えーって顔をされるのがたまにあるんですけども、今年の地方自治法の改正というのは実は制度的にはあまり大したことはないんですけども、議会改革としては重要な改正が行われました。それが改正地方自治法の89条。

実際にこの話をして、奈良県議会の新人議員さんが、質問で「どうしたらいいですか」ってちょっと相談があったんですけど。実はこの89条の話というのは、議長会からすると、ずっと永遠の課題であった話です。

どういうことかという、私、地方議会議員のあり方に関する研究会の構成員をやりましたが、その（研究会の）前に、町村議会のあり方に関する研究会というのがありまして、これが非常に、町村議会議長会の方からも含めて反発を受けます。

どうして反発なのかというと、総務省、有識者のレベルでは、「頭の体操」に近い話だったんですが、しかし、現場の議員さんたちからすると、「町村議会は、専門的な人が集まる少数精鋭型と、いわゆるアマチュアの人たちが土日に集まってやる議会型と、現行の3つの選択肢をどれか選んでください」というような答申が出てきた。それが出てきていろいろ混乱をする。

ただ、私が全国の世論調査をやったときに、少し気になるデータがあったので紹介しますと、「議員さんの給料は高すぎますか」という質問をしたんですね。そうすると、政令指定都市とか中核市クラスだと高いんじゃないのと答えた人が多い。これ十分予想がついたんですが、びっくりしたのが、郡部に住んでらっしゃる方、いわゆる町村ですね、大体報酬でいうと10何万円ぐらいが実質手取りでしょうか。そこから健康保険と年金を払うので、下手をすると1桁になってしまうような議員さんがいる地域でも、「議員の報酬は高すぎる」と答える人が3割ぐらいいたんですね。

これは何を意味しているのかというと、ある種、「議員像のステレオタイプは住んでいるところにあまり関係ないのかもしれない。」言い換えると、議員さんとの距離感が郡部でも

すごい遠くなっている、どうしても政令指定都市とか、都道府県議会議員さんの報酬の方がニュースになりやすいので、それを見て、「そうか、うちの議員はたくさんもらっている」と勘違いをして。

さらに議員年金があると思っている方も結構まだいるんですね。議員の年金についてですけども、すごい勘違い甚だしいですけども、「3階建ての3階部分がなくなった。要するに議員年金の3階建て部分で、共済年金、厚生年金が残っている」というふうに認識している国民も結構いる。これは結局何なのかといえば、やっぱり距離が遠くて、やっぱり実態をご理解いただけてない側面もある。

特に大きければ大きいほど、どうしても接点が少なくならざるを得ないので、これ仕方がない話ですけども。やはり平成の大合併があつて、周りで地方議員がそもそもいなくなる。全国的に議員との接点がない。

日本の地方議会というのは実は3層構造で、頭の中に3層構造がある。一つが、明治前の、江戸時代の庄屋さんとか名主さんとか、海で言ったら網元とか船主とかの人たち。山で言ったら山持ちの人たち。そういうような、ある程度生活に余裕があつて地域のことを背負って役所とお話をさせていただける、そのような議員像がベースにあり、それに戦前大地主制をベースに入ってきた「ノブレス・オブリージュ」って聞いたことあるかと思いますが、
「それなりの地位の方はそれなりの公の務めを果たさなきゃいけない」という、戦前の名誉議員像がかぶさっている。

ですから、江戸の庄屋さんの上に、ドイツから持ち込まれた名誉議員像があつて、その上に、戦後アメリカから持ち込まれたんですね、いわゆるプロフェッショナル的な議員像がある。それが統一されてないというのが日本の現状。韓国と違って、日本は歴史を紡いできているがゆえに、その歴史が足を引っ張っている。そうするとある人は、「議員はタダでやればいい」というふうになるわけです。

そう言っておきながら、「でも議員って専門的なことができないとまずいですよね」とアンケートで世論調査をすると、そう答えるんです。世論調査をすると、質問ごとに「そうだ、そうだ」と答えているんですけど、全体トータルで見ると結構支離滅裂なんです。

「報酬は安くてもいいけれど、能力が高い議員があるべき姿だ」と。「いや、大谷翔平を見てください」と。やっぱりそれなりの能力だったら、それなりの報酬を払わなきゃいけないというのがあるんですけど、議員だけはちょっと世論の中ではそうではないんです。そうした中で議長会の方でも、3議長会の方である種悲願だったですし。

私も、某元総務大臣に自民党の議会改革のPTでちょっと宿題を言われまして、「議会のあり方って先生アンケートないの」って言われましたので、ちょっとアンケートさせていただきました。議員アンケート、有権者アンケートですね。（回答して）もらって、資料として出しているんですけども、その中で実は、町村では1番だったんです。市議会議員では

2番目から3番目が重要視されるということで。「議会のあり方、議員のあり方を法律で明記してほしい」という結果が。「先生データがないとEBPM、データを根拠に法改正するのに資料が欲しいから」と言われ、その中でこの地方議会議員の役割が明確化されたというところがある。

この89条の改正は、法律学の先生からするとあまり意味がない条文だと（言われている）。どうしてかという、法律学からすると、「いやもう70何年前に地方自治法ができ、議会のあり方で、これがこうあることは判例もあるし書かれているでしょ」と言う。そのときに法律学の先生に、「判例普通の人には読んでいませんよ、議員の方でも多分読んでないと思います、ほとんどの方は。ですので、やっぱり法律に明記をしてくれないと、これを基準に改革をするって説明ができないんですよ」と言ったのを覚えています。

実際にこういう流れの中で、89条、特に2項と3項の黄色の部分のポイントになる。さらに皆さん知っている大川村の、例の議会を廃止して町村総会にするというのも、これで基本的にはなくなるわけです。「当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く」と書いてあるので。町村総会ってありますけど本当に盲腸のようなもので。ポイントは、実は2番目と3番目。

2番目に書いてあるのは、実は、自治体、特に郡部に行くと、「議会が意思決定機関ではなくて、首長が決めたんだ、町長が決めたんだ、村長が決めたんだ」というふうに認識している住民は非常に多いです。平成の大合併のとき勉強したはずなんですけど、最後は議会が議決をする。予算もそうです。議会の議決があって決まるわけですから、そうすると最終的な意思決定は基本的に議会が行うわけなので、非常に議会は重要な機関で、ここに参加するというのはすごい意味がある。ここに参加することに意味があるとするとうどうなるか。参加していない方は、この下に出てくる「住民の負託をちゃんと背負えてない」ですよ。だからどうなりますか。「報酬削ってもいいですよ」というロジックに、実はつながっているんですよ。

ただ一方で、この3番の「住民の負託を受け、議会で質問すること」も、やはり住民の負託の中で大きなウエートを占めているというふうな認識があります。だから「住民の負託を受けた議員さんは議会で質問すべき」だ。だから、第33次地制調に書いてありましたけれども、「議会でできる限り発言する場を提供した方が望ましい。その中でデジタル使えるんじゃないか」という話になって。ですから、後付けですけども、実はこの89条が改正されることによって、もちろん自治基本条例を作って自治基本条例から演繹的に説明することも可能だと思いますけれども、自治基本条例がある自治体にとってみればある種補強材料としての89条の改正ですから、そうすると89条の改正を受けると、「重要な意思決定機関になるために何が必要ですか」と言ったら、「やっぱり個人のスキルアップが必要ですね」という話になり、「政務活動費というのは必要ですよ」という話になる。

政務活動費の考え方っていろんな考え方あると思うんですけども、とりわけデジタルが入ってくる中で政務活動費の有無というの、は非常に、特に今、町村の議会で問題になっている。どういう問題かという、「報酬が増えない中でデジタルをやれ」と言うと、通信費がすごくかかるわけです。「通信費どこから出すんだい」という話になる。これは「ますます議員のなり手不足につながるよね」と話をしてしています。

東日本大震災のときに、実は私、石巻の仮設住宅通っていたんですけど、石巻の仮設住宅でわかったことは、余裕がある人は、早く仮舎を卒業しようとして、借金をしてでも家を建てる。「仮設住宅でなぜか」と言ったたら、仮設住宅ではいろんな形でやっぱり問い合わせが来て、自治体とかに電話をかける。当然電話のキャリアも皆さん違いますから、自治会長をやると月3万、4万電話代がかかる。

要するに「自分も被災者なのに、みんなのためにそんなにかけてまでできないでしょ」ということで、実は辞めていくわけですけども。それと同じで、「レベルアップしてください、でもお金出しませんよ」というのはちょっとまずいんじゃないか。

ですから、そういう意味で「議員のリスキリング、ないしは知恵の支援をしてくれる人とどうつながるか」という視点からすれば、政務活動費でデジタルにかかる通信費用なんかをサポートするというロジックがやっぱり出てくるのかなと思います。

さらに、デジタルの大きなポイントとして見ると、昨日の気仙沼の審議会がデジタルというか、オンラインだったんですね。そうすると、今まではフェイス・トゥ・フェイスでしかつながれなかった、ネットワークが非常に狭かった中で、そのネットワークが広がっている。それは議員の個人のスキルアップとしても、下に出てきます議会のレベルアップとしても意味がある。

ですから、デジタルが個人のスキルアップや議会のデジタルアップにつながるというところを説明する上でも、やはり89条の改正というのは意味があるのかなというふうに思います。

さらに、その議会のレベルアップの中に、多様な意見を聞く場としての議会というのが考えられます。今日の本題になっている。以前の議会の場合は、物理的にもしょうがないので、自分たちの会える形で、直接的に会える人たちがすごく限られているというか、時間と空間と技術的な制約があって、「やっぱり狭かった」と。それが、新型コロナ以降ですけども非常に広がって。

とりわけ「新型コロナで（デジタル活用）」とよく言うんですけど、私として見ると、東日本のときに宮城県議会って、議場が危なくて青空で議会やったんです。青空議会をやった後に、議員さんたち、例えば近くの塩釜では電車で30分のところ6時間かけて家に帰って、やっぱり被災地の情報を集めにいく。そういうことを考えると、どこかでデジタルは使えないのかというのを、ずっと僕は2011年から持っていて。コロナになって、もちろん情報

科学研究科にいるということも理由だと思いますけれども、デジタル化のポジションをお引き受けしていると。

デジタルというのは、実は災害に強いとか、災害時でも議会が維持できる上でやっぱり重要なものです。

さらに、議会事務局の権限強化ではないですけど、そういうのでも、今ではメールでやり取りをして、ちょっと若干ファイルの重さで制約があるかもしれませんが、「より広いところで、議員が講師の先生とコネクต์できて」、そうしたところはあるのかなというふうに思います。

ある自治体、群馬県さんでしたけれども、群馬県さんではコロナのときに、委員会視察を1人だけタブレットを持って行って、タブレットで中継みたいなことをされたんですね。でも、そういうことをすることによって、例えば旅費を抑制することができるでしょうし、もちろん使える方であれば、時間の余裕を持って、より多くのことができる。

ただもちろん、デジタルには限界があるわけですし、フェイクニュースにあってしまうこともあるので、この辺りは考えなければいけないですけども、「そういう重要な議会になるために」というロジックを、89条から導くというのも必要かなというふうに思います。

ですので、私個人として見ると、やっぱり地方議会に対する誤解を解いていくという理想はやっぱり、「接すれば接するほど誤解を解きやすい。」

町村議会でも、高校生に議会ゼミというのに参加してもらって、これは宮城県の大和町という町のレベルだった話ですけども、私ちょっとアドバイザーをしていて、議員さんと接するとどう高校生の意識が変わるか。見ていて面白いんですね。ちょっと議員さんに対してネガティブな感情を持っていた子が、最後はポジティブになったんですけど、でも最後に行き着くところは、「でもやっぱり私議員になりたくないわ」という結論だった。

それはどうしてかという、知れば知るほど、報酬が安いとわかってしまってますね。ただ、議会に対する見方は変わってくる。ベテラン議員が、例えば質問の機会をできる限りです若い人に譲る。これは一つの考え方かもしれませんが、議員というのは、会派で行動していますから、会派の一員でもあるんですけども、さらに、票をいただいた方の代表でもあるのかもしれませんが、建前上は全体の代表なんです。ですから、ちょっと勘違いしているのは、背負っている民意の代表ではなくて、背負っている民意をきっかけに、全体を代表する存在として押し出してもらった（となる）。

ですからできる限り、「質問なり発言する機会というのを（議会内で）担保してあげる」、そこがやっぱり大事になってくる。質問されない議員さんとちょっと喋ったとき、「先生、質問されないんですかね」と聞くと、「わしは裏で汗をかいているんだ」と。「いや、表でだっかいてくださいよ」という話をしたんですけど。デジタルが出てくると裏も表もなくなっちゃうってことなんですね。

ですから、さすがに一気に、先ほど言いましたように歴史があるので変えられないかもしれないですけども、汗をかいている場を見ていただくというのが非常に大事だし、韓国はそれが、歴史が浅いので、もう必ず見せなきゃいけないということでオープンにしている。

あともう一つちょっと余談ですけども、韓国視察に行ったらちょっと困ることがあると。韓国は沖縄と一緒に、沖縄は日本ですけども、議員の控え室がある。個別の個室があるんですね、執務室が。アメリカなんです。日本って、皆さんもそうですけども、大部屋主義で、これアメリカ流じゃない。

ですから、日本って戦後にアメリカの制度を入れているんですけども、全部入れたわけではない。沖縄はアメリカの統治下にあった時期がありますので、そこでそういうようなものが入っているし、韓国もそういうことがある。そういうことも少しデジタルの進化といったものに影響しているようです。そのまま真似るのではなくて、やっぱそういうのを前提として真似ていくとより良くなる。

続いて地制調の答申についてお話をしていきたいというふうに思います。

第33次地方制度調査会の方で答申が出てくるんですけども、これは地制調の宍戸先生、東大の宍戸先生が都道府県議会議長会のデジタル化専門委員会と情報をやり取りするときに、資料を参考にして方針を書いていくということで、「我々としても少しありがたいな」という話になったんですけども。現状認識は、もうほとんどニアリーイコールですけども、都道府県議会議長会のデジタル化専門委員会の方とほぼ似通っているというふうに認識していただければと思います。

実はそのときに（話の）一番最初に持ってきたのは、「危機に強い議会」。これを持ってきています。東日本大震災の教訓だということをも物語の最初に置いています。すなわち、議会には二つの宿題がある。一つが東日本大地震、もう一つが、もちろん新型コロナウイルスのパンデミックだと。

そのときに何が起こったのかっていったときに、先ほど申しましたように、やっぱり各地の被災地の地方議会は議会が開けないという状態のこと。もちろん議員さんが亡くなられた自治体もあります。道路が寸断されて集合することもできない。安否確認すらできない状態で、安否確認に関してもやっぱり皆さん後悔がある。

あのときタブレットを持っていたいただければ、安否確認って簡単だった。今思うと。電気の復旧って比較的早いので、インフラが途絶えたとしても、何々議員さんどこにいます、でつながったわけですね。

そういうふうに考えると、デジタル化というのは、危機に強い議会を作るための一つの手段である。それで、何が危機に強いのかというと、「議員さんが集まれないからどうするか」というと、（首長は）専決をするわけです。」専決バンバンなわけですね。この専決処分というのは、一見いいように見えるんですけども、地方議会とすると、地方議会不要論につ

ながってきます。なくていいじゃんとなる。

やっぱり、先ほど言ったように多様な意見を、例えば被災地の場合、被災者が大勢いますから、多様な意見を持ち込んで揉む場がないと。

意思決定が正しければいいんですけれども、そもそも二元代表制というのは、ひとりの人に権力を集めてしまうと失敗したときに取り返しがつかないようになる、だから、団体主義じゃないですけども、チェックしましょうということ。そうすると、専決処分というのは、できる限りやらない方がいい。専決処分をしないというところがまず一つ大きなポイントとして設定をして。先ほど言ったように「便利だから」とかじゃないんですね。

すなわち議会として制度を守るためにデジタル化を考えなきゃいけないですよということを最初に持ってきた。

その次に、2番目として、「多様で複雑化する地域課題に対応できる議会」というところの中でデジタルをとという話が出てきます。多様な主体の意見が反映できるかどうかというのは、一つは議会の寛容さにかかっているというふうを考える。議会の寛容さってどういうことかという、「先生と呼ぶのをやめましょう」という話はこちらでお聞きしましたけれども、先生という呼ばれ方ですが、さっき言ったように、「昔は先生が議員になった」名残なんですね。政治学の立場からすると、議員というのは代理人。大谷翔平の代理人というのがまさにそうなんですけど、要するに、有権者から負託を受けた代理人であって、代理人だからこそ、もちろん住民の方を向かなきゃいけないんですけど。ただ問題なのは、やっぱり、住民の全てを認識することができるか。

ですから、住民の全ての思いを代理人として果たすことはなかなかできないんで（代表という認識の範囲が）狭くなった。狭くなっているからこそ、「我々は一部しか代表できていないんじゃないか」という謙虚な心で、いろんな声を聞きましょうというロジックが出てくる。

そういうふうにと考えると、先ほど言ったように、票をいただいた有権者の負託も受けているんですけども、それ以外の住民の声もやっぱり聞いていかなければいけない。そこが多様な主体の意見を反映できる議会、ないしは多様な人材が関われる議会というところに行きつくんです。

ただ、注意が必要です。ここでもう一つ注意をしておくと、だからと言って、例えば「男女半々にしろ」と言って、法律で枠をかちゃんとはめて、「はい男性枠、女性枠」というふうにするのは、もちろんフランスはフランスの事情であって、パリテというかたちの中でやりましたけれども、ちょっと日本ではクォーターというのは厳しいのかなと思います。なぜかという、クォーターをやりだすと、いろんなものが出てくる。男性と女性って話になった次に何が出てくるかという、「若い人は代表を出せないのか」、という若い人ゾーンの話みたいな。じゃあ、「若い人だけではなく、うちの地区からは代表出せないのか」、また

ゾーンができる。どんどんどんどん割っていってしまう話になりますし、さらに日本国憲法でいうところの政治活動の自由にもやっぱり引っかかってくる。

ですので、クォーターにするかしないかというのは、法律上やっぱりできるわけではない。だから、結果として選挙って自由選挙で行われますので、「たまたま高齢の男性に偏ってしまうことはありうる」というふうに我々は考えています。であるからこそ、逆に先ほど言った、「寛容な精神とか、幅広く意見を聞こう」という精神のもとで、例えば、「若い人はデジタルが得意だから、デジタル使って若者議会とかやってみよう」と。

要するに、「声が聞けてないんじゃないか」という謙虚な姿勢で、そういう枠を作って、そこに「デジタルというのは使えるんじゃないか」というふうに考えていますし、地制調の方でもそういうような形で想定をしている。

ただ、注意しなければいけないのは、「アナログをやめてデジタルにしましょう」という方がいらっしゃるんですけど、僕らはそうは考えていない。対応が複雑化する中で、アナログはアナログで残しつつ、デジタルはデジタルで増やしていく。逆に仕事が増えるので、「非常勤の特別職というのはそろそろ卒業した方がいいのかな」と個人的には思うんですが、そういうふうなかんじで、アナログをデジタルに変えるんじゃなくて、アナログもデジタルもという形の中で、アナログで声を聞かれた方がいい人たちももちろんいます。アナログでないと聞けない人たちもいる。フェイス・トゥ・フェイスですね。デジタルでないと聞けないというか、「自分のおじいさんが一緒にいるとちょっと言えないな」という若い人たちからこっそり聞くためには、やっぱりデジタルというのが必要なんです。

加古川市さんが、デジタルで市民参加をやって、会議が終わった途端、「若い人がみんな（SNSに）書き込む」と言っていました。要するに「歳の多い方々の前でちょっと恥ずかしいな」と、あと、「お前若造のくせにと言われたくないな」ということで、声が出せない人たちももしかするといるかもしれない。

ですから、そういう人たちのために、発言する場を提供する、こうしたことも大事なのかなと思いますし、ネット選挙運動が解禁されましたけれども、ネット選挙運動解禁と言っていますけれども、我々よく言っているのは、選挙の日、告示日からネット選挙やっても遅いですよ。大体あれ我々がよく言っているのが、「ネット選挙運動を告示日以降にやると、大体フォローでつくのは、学者かマスコミの人だけだって。」我々暗黙の了解で。

実は普段から支持ないし応援をしてくれる人たちを発掘するためにデジタルも使っていかなきゃいけない。そうすると、アナログをデジタルに置き換えるんじゃないというところの意味も分かってくると思いますし。

あと、新型コロナウイルスの影響で、お年寄りの方々がまず電話に出なくなりました。国政選挙でご老人の方が、電話に出てくれないって話を、あちらこちらで聞きます。なぜですか。特殊詐欺の影響です。警察が「見知らぬ電話（番号に）は出ないようにしましょう」と

いうのがあるみたいですけど。

そういうのもあったり、ないしは古いオールスタイルの選挙運動って密ですよ。握手して、頑張ろうってやって、決起集会開くと密ですよ。車の中も密ですよ。ある候補者の方は、車の中で皆さん感染してしまったので、テープで連呼したということもあるようにしたけれども。いわゆるオールスタイルの選挙がどうしても密に依存しているので、ちょっと見直さなきゃいけない時期に来てるかと。

ですから、そういう点からも、少しデジタルに触れるというのは大事なんだろうなというふうに思う。そのときに、議会における多様性をどう考えるか。先ほども申しましたように、議員の構成を住民の縮図にするというのがあるべき姿です。ただ、あるべき姿ですけども、自由に選挙を行って、自由競争の中で代表を選ぶという制度を採用している以上は、そうなるとは限らないし、先ほど言ったように法律で強制することは望ましくない。ですから、議員構成の多様化をめざしていく。

今、この辺りだと宝塚市もそうで、女性議員さんってゆっくり増えている。ですから、実際に時間を経れば、価値観の変化もありますし、最近出てくるセクハラ、パワハラのハラスメント行為の話もありますので、いろんな形で人々の意識が変わってきている。

人々の意識って、大体20年、30年ぐらいかかります。「最近、ハラスメントの話多いな」と思うかもしれませんが、実は、ハラスメントの話のきっかけって、やっぱり男女雇用機会均等法の1980年代なんです。80年代から、多分80年代ぐらいに会社に入社された方って、私よりはちょっと上ぐらいだと思う。今何歳ぐらいですかね、60歳ぐらいですね。そうすると、議員になれる平均年齢って50歳以上の方が多いですから、特に田舎ではそうですから。そうすると、田舎の方でも、ちょっと感覚違うんじゃないかという人たちに議員が大きく変わってきて、ないし執行部の方でも当たり前になって、そうした中で「逆にハラスメントが注目されるようになってきているかな」というふうに思います。

ですので、時間もありますので少しずつ意識が変わっていく。一気に変わらないとは思いますが、ただ、多様な声を聞くのは、ゆっくりやればいってわけではないので。そうすると例えば先ほど言ったように、女性を政策課題として、例えば子育てなんかを考えると女性は女性の声を聞くためにそこにターゲットを絞った、例えば有識者なり、公聴会なりをしましょうと。市政報告会とかやると、大体同じ方々が集まってしまうんですけども、同じ方々じゃない人たちの声を聞く場を作って、そこをどう工夫するというのもあると思う。

さらに、「開かれた議会」ってサラッとやっているんですけども、私たちの考え方では、議会は主権者教育の担い手である（と思います）。3議長会も89条が一段落したので、次は主権者教育としての議会のあり方というのをやっぱり掲げようと考えています。

最も身近な政治家は地方議会議員。先ほど言ったように、地方議会議員は急速に減りまし

た。「議員が多すぎて無駄だ」って言ったとき、ちょっと正確か考えなきゃいけない。

それは何かというと、今いる議員さんが無駄のように見えるかもしれないけど、将来の議員さんたちは、もしかすると足りないかもしれない。価値観が同じ時代は、議員さん多くなくてもいいと思う。どっちかという価値観が似通っている。でも多様な価値観がある時代、多様な視点がある時代の中で、議員さんというのはできる限り減らさない方がいいです。申し訳ないんですけども、民主主義を考えている研究者からすると、「本来は全員で直接参加することが望ましいんだけど、できないので間接民主制を採用している」というスタンスをとっている。そうすると「無駄だから要らない、減らす」というのは、逆に言うところ「減らしちゃうと多様な声が聞けなくなる。だから、多様な声を聞く取り組みをした後に、減らすとか、代替措置を必ず取らなければいけない」というのが基本的な考え。

ですから、ちょうど大阪市さんの方で議員の定数を減らすという話が出たときに、僕ちょうど関テレからコメントを求められて、「どう思いますか」と。

だから、減らすことは自治体の判断だからそれは（定数削減は）ありかもしれないけれど、ただ注意しなければいけないのは、多様な声を聞く担保をした上で、減らすというところを抱き合わせないと。声がかえって届きにくくなってしまう可能性もある。その声が「届くか、届かないか」、ないしは、政令市の場合だと選挙区ありますので、「死票が発生するか。しないか」といったところも考慮しながら、定数削減とか考えないといけないのかなというふうに思います。これ研究でわかっていますけども、議員や地方公務員なんかの信頼って何で規定されているかという、意外な話ですけども、「接してることがあるか、ないか」、ないしは「知り合いがいるか、いないか」ってところに非常に大きく依存します。

これはヘイトスピーチでもそうです。知り合いがいないと、誰かが不祥事を起こすと、不祥事を起こした「木」を見て「森は全部駄目なんだ」って判断しやすいです。しかし、接点があると、「俺の知っているあの人は違う。だから、不祥事を起こした人は特殊な人だ」というふうなロジックが成り立ちやすくて信頼されやすい。同じように、海外に対して留学をしたことがある人、旅行に行ったことがある人、そして、友達とかいる人、知り合いがいる人というのは、相手国の、例えばそういうヘイトスピーチに対しても、「みんながみんな、そうじゃないから」というような評価を下しやすい。

ですから、そういう点からすると、やっぱり、平成の大合併や議員削減がもたらした効果というのはあると思います。さらに、私ここに座って、政治学者としてやっていますが、私の、政治的社会化といいますけど、社会化の過程というのは、「『うちの実家の集落に残っている、国の重要無形文化財に指定されたものをどう守っていくか』という中で、毎年お祭りの日に議員さんが来、首長さんが来、また自衛隊の基地の司令が来、それで子どもながらに、そういう人たちと接してきていて、それが自分の今の立場にあるのかな」というふうに思うと、自分の経験からしても、やはり多くの人たちと接するべき。

さらに子どもたち、特に子どもたちが何気なく「どうしたらいいんですか」っていったものを取り上げて、例えば議会で質問をさせる、ないしはその質問が受け入れられて政策とする。これは非常に、地域の子供たちないしは、その周りにいた子供たちに対して、政治に対する有効性と呼んでいますけれども、「そういうことやってよかったな」という感覚を産んでいくんだと。

ふるさとの愛着なんかも、そういう貴重な体験から生み出されているところもあると思いますので、そういうような展開をして。やはり議会というのは、学校で、知識を享受されて勉強するものじゃないと思うんです、主権者教育は。やっぱり肌で、どこかで実践して実感をしなきゃいけない。そうしたときに地方議員が果たす役割は大きいんじゃないのかなというふうに思う。

ですから、「自分たちの常識が非常識かもしれない」という謙虚な姿勢であったり、「うちの議員だけしか通用しないルールではないか」、ないしは「うちの地域だけでしか通用しないルールではないか」というところの中で、やっぱりルールを見直していく必要があるし、今のサラリーマンはハラスメントに関して敏感ですので、執行部の職員からすると敏感ですので、研修を行ったりですね。

あと最近、議員さんがハラスメントを行ったってニュースになったときに笑い話になるんですけども、執行部に「誰が誰に対してハラスメントをしたんだ」と問い合わせると、最近、部長さんは「個人情報なので答えられません」と答える。皆様ご承知のように個人情報保護法が改正されて、執行部と議会で、個人情報の取り扱いが分離されたからなんですね。

すなわち、議会は議会で、その実施機関として、個人情報の取り扱いで考えなきゃいけない。いじめの問題も同じことが言える。「どこの学校でいじめが起こったんだ」と言っても、執行部は多分情報提供できないと。

ですから、そうした点でもやはり変化のときに来ていますので、この辺りはどうかと思います。さらに後から出てきますけど、「見える化」というのは非常に大事だと思う。

政務活動費の事件があちらこちらで起こるんですけども、大学の研究費と似たような構造がありまして。例えばパソコン、とある大学の先生が、破壊実験だと言って、破壊するから大量にパソコン買って、耐久性を調べてくれれば良かったんですけど、それを横流して見つかって、消耗品ぐらいの5万円ぐらいのパソコンを、全部今登録しているんです。

政務活動費というのは、僕は政務活動費をやめろという立場のスタンスにはありません。大学と一緒に、これらがなかったら学ばないですし、先ほど言ったデジタルとか、新しい時代の挑戦というのは何らかの形で学びの原資が必要です。だから僕個人として見ると、政務活動費というのはあるべきだとは思っています。

ただ一方で、「（議員側に）見られている」という意識がなくて、富山の政務活動費の事件も、私、北日本新聞とかチューリップテレビとか出てコメントしたり、金沢大学法科大学

院の教員なので、その立場として調べたときに、実は富山市の市議会議員の方って、みんなちゃんと議会事務局に出していたんですね、領収書。でスルーされて。そうするとこのことって何を意味しているかという、情報公開には2段階ある。

第1段階は、「まず情報公開しましょう、『見える化』しましょう」という段階。おそらく今、堺市さんとかはその段階をクリアしている。

第2段階は、「監視しやすい体制を整えましょう。」すなわち政務活動費が多い自治体は、領収書があまりにも多すぎて人知を超えちゃっている。人間の能力を超えちゃっている。ちょうど、富山の、北日本新聞のシンポジウムで池上彰さんと一緒に出たときに言ったんですけども「もう公開しましょう」と。インターネットでの公開は、実はあんまり意味がない。だったら、インターネットで公開するんじゃなくて僕が言ったのは、「議員さんにそれぞれクレジットカード渡して、原則それで切ってください。」それで切ると、クレジットカード会社からそのまま明細が来て、そのままテキストデータになっていますから、そのままネットにアップする。

そうすると、便利だし、実はマスコミの人たちはそっちがいいと言うんですね。なぜかという、実際に富山であれがばれた大きな原因を知っていますか。マスコミが一生懸命頑張ったんです。裏あるんですよ。何かというと、新幹線が富山、金沢まで伸びて、マスコミが取材体制を変えたんです。要するに、東京で新幹線ネタで記事を書いていた遊軍の人たちがいらなくなる。そのときに何をしたか。皆さん領収書をチェックした。

もちろん、議員の報酬とか、そうしたものに視点を変えたというのもあるんですけども、言っていましたもん。新幹線が開業するまで、マスコミに余裕がなかった、人の余裕がなかった、チェックができなかった。

そういうことを考えると、今ちょうどインボイスという話にもなってきていますけれども、領収書をどういうふうに出すか。あと、見ていてすごいなと思ったのは、堺市は検査員を雇われているというのを聞いて、これは非常に、これはこれで優れた取り組みだと思いますけれど、もっと言えば、彼ら（マスコミ）がより監視しやすいためにはどうしたらいいかというところで、もう一ひねり二ひねりできるのではないかと思います。

さらに、デジタルを活用してどうやって距離を近づけていこうかという話に移りたいと思いますが、一つデジタルを活用して住民との距離を近づける上でポイントになってくるのは、情報発信していくことと、接触する機会を増やすことと、最後先ほど出ましたけど、「先生からの脱却」、やっぱりポイントとして見ると、その3点を指摘しておく必要があると思います。

情報発信していくというところの中で、少しは問題になってくるのは、例えば先ほど申しましたように、「知らないから信頼されていない」わけですから、ある種のマス目を塗り潰すように、接する人たちに対して情報を発信していかないといけない。そのときに「アナロ

グでもデジタルでも情報を届ける」ということがポイントになってきますし、ここから広報委員会、議会におかれている広報委員会というのが、非常に改革で重要になってくると導き出すことができる。

それと同時に接触する機会を増やす、これは議運の話にもなるでしょうし、先ほど出た広報の方の話にもなると思いますが、やっぱり議員と接触できる人を増やすという中で、オンラインというやつが出てくる。

さらに、先生からの脱却というのは、「先生」というふうな形で待っているのではなくて、先生から、「先生とコミットして先生になっていく」というのが多分正確だと思うんですけども、もっと、より幅広く接触できる時代になっていますので、スキルのある人たちの力を借りるところが大事だろうと思います。

ただ注意してください。チャットGPTに安易に手を出すのはやめましょう。早稲田大学のマニフェスト研究所の地方議会サミットでちょうど話をしたときに、終わった後にある議員さんから質問されたんですが、「先生、チャットGPTで質問作っていいですかね」と言われたんです。

最近、袖ヶ浦市さんじゃないですけど、昨日は浦添市さん、「賛成討論を執行部に書いてもらって読んでもらう」という時代だからこそ、「やっぱ我々頑張った」というところで、チャットGPTはどうだろうという話が出たんです。それで言ったんです。「すみません、チャットGPTだと、あの藤井聡太くんが囲碁の名人になったりして、間違っただけを拾ってくるので注意が必要です」と。

さっき言ったように韓国では、議会の議事録といわゆるファクト、オープンデータと言われている形、オープンになっているデータを集めてきて、そういうAI担当秘書みたいなものを開発しようという動きがあるんですが、チャットGPTは、普段の生活ぐらいにあるならば問題ないぐらいだし、翻訳とか要約とかは非常に優れていると思いますけれども。ただ、その議員さんには言ったんですね。「チャットGPTで出した質問主意書を執行部に出して、『先生間違っています』と恥をかくから、結局一からやり直したら一緒だよ」って話をしたんです。便利ですよ。便利なんだけれども、そうした意味でいうとやはりスキルアップにはちょっとマイナスかな。

あと余談ですけど、うちの大学の学生もチャットGPTでレポートを書いてくる時代になってしまったので、どうやってチャットGPTを使わせないか、使わせないかというよりは、それってスキルアップにつながらない。そうすると「参考に使う程度かな」というふうに思います。

では、細かい話に行きたいと思いますが、情報発信していく方法として見ると、例えば先ほど言った政務活動費なんかもそうですけれども、透明化の必要性の中で、先ほど言ったように「精算等をデジタル化する」ないしは「テキストで公開できるような形でオーブ

ンする。」要するに、政務活動費の領収書がオープンデータ化できるようにするというのは、もう一つ先、もう二つ先の改革手法のゴールかなというふうに思います。それはどこから出てくるかという、先ほどの議会の中で頑張っているという話ですけれども、実際にチェックをしているのは学者であったり、マスコミなんですね。そうすると逆に、議会の信頼性を高めるためには、マスコミからするとどういふふうな公開が望ましいのかを聞いてみる。これもやっぱり大事だと思う。

先ほど言った、マスコミと一緒に政務活動費（のシンポ）をやったときに出てきたのは、この大量にある領収書を、ドンって、「ここにあるから見てください」というのはもうそもそも論外だ。それをやって富山市では不正が見つけられなかったわけですから。要するに機能しないんです。「領収書を出しましたよ。そうするとその先が必要だ」と。例えば、議会の見える化という中で、ちょっと安芸高田市が一生懸命、議会と市長さんがバトルしていますけれども。

ちょうどこれは、11月の半ばぐらいに都道府県議会議長会のほうで話をしたんですが、取手市さんなんかは360度カメラを使っています。なぜかという固定したカメラで映しているとフェイク画像が作りやすいんです。もっと言うと、ちょっとKDDIの総合研究所で紹介してもらってすごいなど、今だと、ネットを見ている側から360度カメラなら、この画像、この画像、それぞれが（見ることができる）。これコンサートなんですけど、推しのアイドルグループから、「僕はあの人が好きだ、この人が好きだと注目することができるような」。ちょっと5Gなので、技術的にちょっと厳しいところもあると思いますけれども、通信費的に厳しいところもあるかもしれませんけれども。360度カメラぐらいの話、岸田首相の例のディープフェイクの画像もありましたけれども、固定したところからこうしてやるというのはそろそろ限界に来ているのかなというふうに思います。

ただ、これ横須賀市さんと話をしたときに聞いた話になりますけれども、あともう一つ、議会で特別なオンライン可視化システムなんかをすると、ある課題があると。何かというと、今YouTubeって、字幕が付くんですよ。そうすると、視覚障害の人たちを考えるとすると、わざわざ専用のものをドーンと入れてお金をつぎ込んでやったのはいいんですけども、字幕が付かないとやっぱりしんどいんですね。だからそうすると、字幕が付いたりするようなどころもこれから考えていく（必要がある）。

ただ、小樽市議会で、その字幕付きのYouTubeの画像を見たときにちょっと笑ってしまったんですけど、委員会だったと思うんですが、市長って手を挙げて市長が言ったときに、字幕が、視聴覚教室の「視聴」と出て。要は（「市長」ではなく、）「見る」「聴く」と書いてあって。そういうのがあってちょっとクスクスと笑ってしまったんですが、まだまだ完璧ではないかと思えますけれども、それなりにできる。この字幕が付くというのは、先ほど言ったデジタルインクルージョン、要するに、耳が聞こえない人のために、議会として

情報提供をしているという取り組み。ですから、技術の発達に伴って、ここで終わりじゃない、少しずつ少しずつアップデートしていくことができる。

オンラインを意識した住民参加の場をつくるということもあるんですが、なかなか、加古川市さんの取り組みなんかも、先ほど言ったデジタル化専門委員会の方でもお話聞いたりしたんですけども、やっぱりその話を聞いていると、ちょっと思うところがある。それは何かというと、やっぱり「オンラインばかりが住民参加の場づくりではないということ」。女性議会や若者議会というのを、例えばリアルでやるというのも非常に重要で、大きい自治体はなかなか難しいかもしれませんが、小さい自治体では模擬議会みたいな形を、高校生とか抽選で（集めて）やらせて、そういう接する場をつくるというのが有効です。

さらに、デジタルインクルージョンという発想も必要かなというところもありますので、もしよろしければ見ておいてください。

議会広報なんかでもそうです。行政の文書ってやっぱり紙が多い。視覚障害の方に、ちょうど筑波技術大学で、つくばのスーパーシティの実証実験で、実証やったんですけども、そのときに大学生が言うんですね。「行政って、全然私達のこと考えてくれていない」と。なんでって、紙切れを起こすんですと。目が見えないから点字でいいよねって送ってきたりするんですよ。

でも、点字のトレーニングしていない視覚障害の人ってすごく多いですよ、後天的に。今初音ミクがあるからというのがついてきたんですけども、そういうようなことを考えると、やはり障害のある方の政治参加のしやすい取り組みというところも、並行してやっていかなきゃいけない。

「議会の議場は、なぜ段差があるんですか。ちょうど国会もそうでしたけれども、やはりバリアフリーとしてどうですか。議場にこれなくても見えるような仕組みが必要ですね」というような形が、やはり色々できてくるだろうと思います。

ただ残念なんですけれども、全国の市区町村議会の議会事務局から1500ぐらい（アンケートが）返ってきています。回収率86、87%くらいだと思いますが、アンケートをすると、コロナ禍の中で、例えばオンラインによる住民の意見交換会をやっているというところは、まだまだ少ない。おそらくやりたいんだけどもいくつかハードルがある。

一つはやっぱり、これ議員さんたちの意識があると思いますけれども、それだけではなくて、やるための、先ほど言ったように仕掛け作りのところで引っかかっているところもあるのかなあとと思います。あと、市区町村の議会事務局調査で、「ネットで公開している資料なんですか」と。会議録は非常に皆さん出されているんですけど、他にも出しているところがある。例えば議員提出議案とか請願とか、そうしたもので出しているところがある。本当であるならば、さっきのチャットGPTを活用してほしいのであれば、むしろ皆さんが出していかなきゃいけない。

要はこのファクトを拾ってくれば、質問が作りやすくなるので、そういうところは少し今後の課題になっているのかなと思います。さらに、ネットで公開している資料があると、「シビックテック」って言葉聞いたことありますか。我々研究者とか在野にもデータ分析できる方って結構いるんですね。結構いますし、元公務員の方とかがいたりもする。そうするとこのシビックテック、特にアメリカとか海外では、議員さんたち一人ではなかなか政策を分析することができない。ですので、シビックテックができる人たちなんかを集めて。今そういう活動をしている方々は（日本にも）いらっしやいます。

ですので、ここに書いています「使う」時代に向けたオープンデータの整備というものが必要で、さらに使っていくことが必要かなと思います。

都道府県議会議長会の方で、議会のデジタル化というのは、一応我々3段階あると記述しました。

それは何かというと、まず第1段階、これスキップしている取手市みたいなパターンもあるんですが、まず「触れる段階」が必要だろう。なにせ選挙は、手堅く地域票を集めて選挙に勝つという郡部の選挙では、そもそもガラケーすら持ってないとか、携帯電話を持ってないのが私の誇りであるみたいな方もやっぱ若干名残っている。実際議員調査とかをやると、70歳前後が境であるようです。

そうすると、まず触れる段階、「技術を使うと便利ですよ」とか、先ほど言ったように、らくらくホンではないですけども、「会議録このボタン押せば、執行部とか議会事務局につながりますよ」ってボタンの設定をすることで、触れてもらう時期があるのかなと思います。

触れる時期があって、次に「つながる段階（時期）」が来るのかなと思います。つながる時期というのは、オンラインで会議をするという、いわゆる議会の中の改革としてもつながるところもありますけれども、先ほども言ったように、住民とつながっていくという部分もある。実際に、先ほど言った韓国の場合ですと、韓国は元々つながるところまでかなり進んでいたところもありますし、議員さんの平均年齢が非常に若くて、3期もやるとみんな国会議員に立候補してしまうので、ベテラン議員さんっていないんだそうです。

そうすると日本と事情が違うんですね。デジタル使うのもさもありなん、というふうに思うんですけども、そういうつながる時代がある。今おそらく、そのつながる時代で日本において先端的に走っているのが、大阪の各自治体もそうですし、取手市なんですね。

ただ我々からすると、その先に、このシビックテックではないですけども、議員の政策能力の向上のために、データを議員が使いこなすのだけではないですよ、議員が使いこなせる人たちとつながっていく。もちろん議員の中で使える人が出てくればそれはいいと思いますけれども、なかなかそう簡単にはいかないと思いますので。そういう人たちとつながっていくし、そういう人たちとのつながりがまた多様なんです、先ほど言ったように。選挙区外の人たちともつながる可能性がありますので、そういうことにもつながるのかなと思います。

そろそろ時間が来ましたので、最後に、堺市議会における取り組みと評価に対する所見について少し述べて終わりにしたいと思います。

議会基本条例についてですけれども、先ほども議長の方から説明があったように、やっぱり議会基本条例何々に基づいてというところの基本を使っているところがやはりすごく重要だなと思うんですね。

なぜかという、「作って終わり」というところが結構あるんですね。作って終わり。これで早稲田のマニフェスト研究所など自治体（改革度）ランキングが少し上がるみたいな。そうそれはちょっと、仏像に魂を入れない行為で終わっちゃっているようなところもあると思うんですけど。そうした点で改革が空文化するのを防いでいるなと思いますし。

もう一つ、私、金沢大の法科大学院で何を教えているかという、ここら辺の話を教えているので、よく学生に言うんですけど、「やはり見直し条項って存在させなきゃ駄目だよな」という話を言うわけ。先ほど言ったように、「作ったら終わり」になっちゃうので見直し条項を。もう一つ、条例化するというのもう一つ別の意味があって、自分たちが引退して次の代になっても、地雷のように、言い方ちょっと悪いですけども、ずっと条例というのは残る。ある種の歴史なんですね。ですから条例を作るということは、その自分たちの業績が形になるということでもあるので。そういうところは評価できるし、既に見直しの実績があるところはさすがだなと思うところがある。

ただ、一応大学の教員なので、「より改善できるな」、法科大学院の授業を教えている側からすると、「見直しを定期的に行えるような文章がやっぱり必要なんじゃないのかな」と思うんです。なぜかという、今の条文だと、「やる気になったら変えます」みたいな捉え方ができる。人事院の給与の勧告と同じで、定期的に見直せるんだったら、その見直すということもしておかないと。やる気のない議会が偶然生まれてしまうと触らない。そして先ほど言ったように、結局触らないので一回触らなくなったら、もう作ったら終わりになってしまう。空文化してしまう可能性もある。そのあたりというのは改革できるかもしれません。

あともう一つは、先ほど出た地方自治法89条の改正を反映させるときに、反映させながらも一回議会基本条例を見直してもいいんじゃないのかなと思います。条例の文章を直すというよりも、文章が、この89条の趣旨とどう関連して、その後の議会改革とどう結びついているかというところ、ある種のロジックの整理だと思いますけれども、そういうことは可能なんじゃないのかなと思います。

さっき評価しますと言ったんですが、先ほど市区町村の議会調査、議会BCPの策定状況もちょっと聞いているんですね。そのときに議会BCPの中で、大規模自然災害だけでなく、パンデミックの発生に関する議会BCPも作成しているところ、要するに両方やっているところというのは非常に少なく、どちらかという「地震だけ」、ないしはコロナがあったので「コロナだけ」、というようなところがあったりします。ただ、やはり危機に備えてお

くということは非常に重要ですし、先ほど言ったように、BCPがあるから逆にタブレットを持たせて、タブレットの中に、これ言っちゃっていいのかな、「どこにいます」みたいな安否確認システムを入れていくというところも、やはり中長期的には必要かなと思います。

政務活動費のインターネット公開について先ほど喋りましたけれども、お話を聞いて資料をいただいて、非常に努力されているし。申し訳ないですけど富山市にはチクっと言ったんですけど、あちこちから視察に来るように、改革したらどうですかといったんですけども、結局「インターネットで出しました」で終わった。しかしそうではなくて、政務活動費の検査員の選任といったところで、そういう不正利用しづらい仕組みを作っているというのは、非常に評価できるなど。

そうした中で、名ばかりオープンデータという形ではなく、いわゆるテキストで出しているだけで。さっきのチャットGPTではないですけど、AIで検査というのが簡単にできる時代になっています。富山の政務活動費の事件って、たかだか6、7年ぐらい前、2015、6年だったんですけども、この数年ですごく急激に進歩している。

そうすると、AIを使うというのはできるんじゃないのかなとか。先ほど言ったインボイス制度が今度入って、領収書の取り扱いというところで基本的に電子化といったような流れもありますので、そうしたところで見直してもいいかなと思います。

あと、「職員の負担が多いのか少ないのか」ってやっぱりあると思います。情報公開を請求してから資料を出すってやっぱり大変なので、そういうところはまだまだ検討できる余地があるように個人的には思います。

これ市区の令和4年3月段階ですけども、政務活動費の公開業務について。これ市区にしたのは、町村にも聞いているんですけど、町村はほとんどが、先ほど言ったように「ありません」と答えちゃうので、これ業務自体もないという話になってしまうんですけど、公開業務の事務局職員の負担感ということで事務局の人に聞いていますので、多分正直に答えていると思うんですけど、「結構事務量多いな。もちろん非常にチェックをする、特に何か事件があると、マスコミがワーッとなって」、それで大変かなという感じはある。

議会報告会、請願陳情の意見陳述に関しても、やはり住民と接する機会をなかなか持てない中で、特に政令市の場合ですと、そういうこともありますし、コロナの時期に調査をやっていますので、やっている方だというふうですごく思ったところなんですけれども。

ちょうど福井の美浜町議会で、こういう住民参加の会の前の前座でお話をしたときに、その後見ていたら、やっぱり特定の人が、元議員の方がずっと喋っているんですね。それは悪い話ではないんですよ。自分の言いたいことをぶつけるというのは大事なんですけども、やはり政策、先ほど言ったように、政策ごとにターゲットを変えたり、デジタルを活用したりすることによって、多様な動きというものに対応すべき。

でも（堺市は）委員会とかデジタルの仕組みとか、活用の仕組みとかはできているという

ように聞いていますので、今後は、次のステージでどう活用するかという時期に来ているのかなと思います。

先ほど地方議会のデジタルの話で、韓国の話も付けてありますけれども、濟州島、濟州特別自治道へ去年行ってきました。細かい話は、地方議会人という雑誌の2023年2月号に、お見せしていますけれども、これ濟州島の道議会、こういうふうなところに行ってみるといいのかなと思います。

地方議会のデジタル化における留意点ですが、これは業者の方とも喋ったときに言われたのは、「できる人に合わせて企画が増える仕様書を出すのはやめてほしい」と。どうしてかと言ったら、「サポートをする体制とかそうしたところも含めた形で、機器だけではなくて議会事務局のマンパワー全体で考えてほしい」と。触れる段階、つながる段階、活用の段階、要するに使う段階といったところも、このような形になるので、やっぱり意識してもらえればなと思います。

そうした中で、繰り返しになりますけれども、つながる手段としてのデジタルというように考えたときに、地方議会のデジタル活用というのは、「効率性の追求」と「参政権の保障」、これ実は二律背反なんですけれども、二兎を追わなければいけない。

「効率的にはいいですよ」という形でデジタルを入れる側面はあるんだけど、でも一方で先ほどの「デジタルインクルージョン」、すなわち発言したい者が、諸般の理由でできない。例えば妊産婦、病院に行っているの。また両足骨折で病院に入院しているので議場に出てこれない。ないしはコロナの濃厚接触者で、自宅で待機しているので発言できない。でも技術を使えば発言できますよね。

もちろん、ディープフェイクとか、フェイクニュース対策とかをしてのことですけれども、そのような形の中で、やはり効率性の追求がメインではなくて、やはり民主主義のデジタル化です。地方議会として見ると、効率性というよりは、やはり「民主主義に資するんだ」という物語をやっぱり考えていく。

さらに最後に書いてありますけれども、やはりつながる手段として、それも「現在の議会の構成でなかなか意見が聞けないんじゃないか」という人たちとつながる手段としてデジタルを入れますよ」というのが一番説得力があるだろう。ですから、アナログでしか意見を言えない方々もいらっしゃるというところに、こちらも「参政権の保障という側面がありますよ」ということで。

あと、デジタル活用を深掘りするとこういう話があるんですけども、なぜか行政は全て置き換えようとする。これはしょうがないですね。行政は「原則、効率化」なので、そうすると、執行部と議会というのは、執行部の方が楽なんです。「税金を使わないようにする。効率化を進める。だからデジタルやる。」という、ある種の単純な物語なんです。

しかし議会の場合は、そもそも議会という仕組み自体効率が悪いわけです。トップダウン

でやったほうが早いわけです。しかし、それでも「おいおい待てよ」という形の中で、効率性の悪さももちろん、「民主主義のコスト」と我々言っていますが、民主主義のコストとして、議会というのはやはり支払うべき存在。

そうした中で、やはり地制調なんかは、対面とオンライン、すなわちアナログとデジタルのベストミックスというのを求めていますし、そのベストミックスは地域によって違うので。小さい自治体、私が昨日いた気仙沼のように、リアス式でもう集落が散村のようなかたちになっている。ないしはこの堺市のようにぎゅっと人が集まっていますけれども、今度人口密度非常に高過ぎるようなところもある。だからその辺りといったものを考えながらそれぞれで考えていただけるといいのかなと思います。

すみません11時20分になりましたので、終わりにということで。話したようにデジタルの課題は多いんですけども、先ほど民主主義のデジタル化ということですので、焦ってはいけないのかな。というのと同時に、先ほど言った、「通信費の問題どうしますか」とか、「余分なコストかかるけれどもどうしますか」という、要するに、こういうディスプレイだって必要なんですね。「非常時だけオンラインというのはありますか」とか、あとよく出てくる「デジタル人材を確保どうしますか」とか。これは、執行部との絡みもありますけれども、やはりいろんな課題が出てくると思います。

それを時間をかけてというか、そんなにゆっくりはまずいかもしれませんけれども、1年の一つずつぐらい潰していくと。やはり議会の改革というのはおのずと進んでいくのかなと思いますし、やはり、議会改革、早稲田のマニフェスト研究所なんかのランキングを見ると、ドーンと改革したところは順位が上がっているように一見思うんですけども、私個人としてみると、やはり一つ一つ課題を潰していく、地道に成果を出していくことの方が大事なんじゃないのかな。ですからそういう点はぜひご検討いただければと思います。

すみません、ちょっと最後、雑駁になりましたが以上です。

どうもご清聴ありがとうございました。（拍手）

○的場慎一議長 先生どうもありがとうございました。

それではただいまから質疑応答に入りたいと思います。

本日たくさん面白いお話聞きましたので、ご質問等たくさん出るかなと思っていますが、多くの方にご質問いただきたいので、質問内容は簡潔にお願いしたいと思います。

ご質問される際は必ずお名前をおっしゃっていただいた上でお願いいたします。それでは挙手お願いします。山口議員。

○山口典子議員 先生がおっしゃる多様な人材が参画できる議会の中で、多様な属性と、先生がおっしゃる属性というのはどういうことなのでしょう。それとちょっとクォーターに関して、この議会では、既に上智大学の三浦まり先生にもご講演いただいていた経緯から、ち

よって今日私の立場としては、先生のお話あれで終わられるとちょっと困るなということがありまして後ほど要望させていただきたいと思います。お願いします。

○河村和徳講師 ありがとうございます。

多様性の考え方からすると、まず選挙は自由競争であるという前提で、要するに普通選挙・平等選挙、秘密選挙・自由選挙、基準があるんですけども、そうした点からすると、自由に選挙をするという立場と、先ほど言ったように枠をはめてしまうという話というのは相反するところがあると。

いい悪いは別として、目標値の設定としてのクォーターと、強制力を持つクォーターというのは、やはりそこは線を引かなければいけないし。なぜ線を引かなければいけないかというと、訴訟になったときにどのように今の裁判所が判断するかと考えると、やはり、例えば一票の格差の是正なんかもそうですけれども、今の裁判所というのは、「あまねく全ての人には平等である」という前提で判決を出すので、1対2でおかしいとか。私ちょっとこのあと鳥取に行くんですけど、鳥取ではやっぱり「合区がおかしい」という話になってしまうんですね。基本的には、強制力を持ってそちらに持っていくというよりも、やっぱりやるのは、「クォーターができる場所では入れればいい」と思っています。

ですから、先ほど出たように、住民の多様な参画をどうするかというときに、政策ごとでターゲットが違うのに、「説明会をします」と言ったときに、同じ人が来て、若い人の話のときも、いつもいる人がくる。子育て政策も、おじいさんが来る。というよりは、やっぱりその政策のターゲットの方々を集めるというのも、ある種、選挙では、結果として自由選挙の結果ずれてきたかもしれないけれども、いわゆる意見を聞く段階で、そしてその意見をその意思決定の場で、例えば参考人と呼ぶなりそういったところの段階で割り当てるとか。あと審議会なんかの部分の中でも割り当てて、多分執行部の方はクォーターの割り当てがされていると思うんです、意図的に。

ですので、意思決定の場に、やはりなかなかすぐには出てこれないですし、我々選挙の研究からするとやっぱり政治的な資源ないしは知名度といったときに、どうしても今の社会の構造が男性優位になっていますから。それを男性ではなくて女性に移していくと。ただ、韓国なんかでは、それを強制的に入れることで、男性がかえって女性蔑視の行動に動いたりするようなどころがある。要するに韓国（の男性）からすると、「男性は兵役があるのに何で女性は兵役がないんだ」という、話が別の方に飛んでしまった。

ですから、クォーターとして、先ほど言ったように、割り当てて声を聞く場というところを別につくる。さらに執行部の方ではできる限り、積極的に、審議会とかをクォーターでやってもらうことが大事かなと思います。

余談ですけども、農業委員会って選挙やめました。そうしたら女性の委員さんって急激に増えました。割り当てになったからです。ですから、やはり政策のターゲットとしての部

分と、もちろん三浦先生、私も存じ上げていますし、ただ三浦先生が言うには、国会議員はクォーターを入れた方がいいという話でしたけれど、「地方に入れるのは簡単ではない」と言われていたので。政党中心の選挙であればクォーター、候補者を選定する過程の中でできますけれども、地方で政党中心の選挙がなかなかできない状態の中で、自由で、皆さん出てくださいという中で、それで枠をはめてしまうのはどうなのか、というのは議論が要るところだと思います。そんなところです。

○山口典子議員 先生ありがとうございました。安心しました。

もちろんクォーターという制度をどのように入れるかというのは議論しなければならないところで、強制力の強さの程度ですとか、選挙制度との相性ってありますよね。

小選挙区制のところでは、女性の割り当てなんてするとそれこそ憲法違反と言われかねない。では、重複立候補のときの比例代表のところを、台湾や韓国のように男性女性で奇数番号は女性と位置づけるとかそういうことはもしかしたら日本でも可能かもしれない。名簿順位の規定の有効性によって大きく異なると思うんですが、私自身はクォーターをやったからって全てが解決するとは思っておりませんので、ただ、なんか現職の議員になった、自由競争の結果、選挙で議員になった人たちが、だからこそそういう人たちのことも鑑みて、仕事せないかんよって、もうそれは本当に大きな理想論やと思います。この国において男性がデフォルトとして、女性がやっぱり政治の世界から排除されてきた経緯というものを、権力過程というようなことを、やっぱりみんなでもうちよっと教育機関でも勉強しないと、我々議員自身も勉強しないと、クォーター制というのはなかなか取り込んでいけないと考えておりますが、だから先生そこまでちょっとお話を丁寧にしていただけたらと。

先生のようなお立場の方に、これ憲法違反の可能性があるとされると、クォーター制そのものがあかんものみたいな印象にとられかねないので、すいませんがどうぞよろしく願いいたします。

○河村和徳講師 はい、ありがとうございます。

実は、参考になるかもしれませんが、東京財団政策研究所の方で、女性議員さんたちの、特に大磯町の女性、ずっと昭和の時代からフィフティ・フィフティの話をお聞きしたのがネットに出ています。私ちょっとそこでコーディネーターしていますので、そこの辺りを見ていただくと、大磯町ではもう男性も女性も議員あんまり関係ないって話。要するに行き切ってしまっていて。

先ほどの韓国の、プラスチックのカードはもう終わって次の時代にどうもいっているらしいと同じようです。

そうしたところは、少し情報をこちらの方でも発信させてもらっていますので、ちょっと

その辺りも見ていただけるとありがたいなと思います。すみません。今日はどちらかという
と広い話をしていたものですから。ありがとうございます。

○的場慎一議長 ありがとうございます。その他ご質問ございませんか。それでは淵上議員。

○淵上猛志議員 今日は貴重なご講演ありがとうございました。

ちょっと聞き損じだったら申し訳ないんですけども、29ページの資料のところに、住民
の直接参加の拡張は地方議会の選挙の意味を失わせるという文言があるんですが、ここちょ
っと触れていただけなかったように感じたんですが、ご解説をお願いできますでしょうか。

○河村和徳講師 これは合併のときによくあって。住民投票をやるところで、原子力発電所の
再稼働も「住民投票でやる、やらない」という話も出ていますけれども、住民投票でという
のは、私、選挙の研究をしているからなおさらちょっと気になるところは、議論がなく「イ
エスカノーか」とか「AかBか」という選択でどうしてもやらざるを得ない。それは物理的
な課題があるからです。

その一方で、地方議会というのは、例えば私、実は宮城県の女川原発の再稼働のときに、
参考人と呼ばれたときに少し言わせてもらったのは、例えば住民の方々が考えていないよう
な話（を取り扱う場所）。例えば原子力発電所の再稼働、もしイエスカノーかでやってノー
が多かったと。しかし電力会社ってこれ民なので、民間からすると営業妨害だという話にな
って、損害賠償、例えば提訴するとなったときに、やっぱり自治体側としてみるとそれは困
る。

当然議会というのは、そういうような様々な諸条件を鑑みて議論をする場である。そうす
ると、直接参加というのは非常に大事なんですけれども、安易に拡張してしまうと、そうい
う議論をする場を失わせてしまう。

ですから、平成の大合併のときも、最初に賛成・反対ですかではなくていろいろ議論があ
って、最後の最後の最終兵器として、「賛成しますか、反対しますか」って聞いている。

だから、議論を尽くす場として、そして参考にしてもらう情報を提供する場としての議会
というのがあると思うので、安易に「住民を直接参加させます、やらせます」というのでは、
選挙は何のためにやっているのという話になるし、そもそも、元々全員が参加する方がいい
んです。学生（の例）でもいいんですけれども、これぐらいの人数で、「右から1人ずつ発
言して5分間やっていきましょう」とすると、ある学生は、「先生そんなことしたら我々次
のバイトがあるので出ていきます」という話になる。

ですから、ある意味議会というのは、「住民の縮図としての議会」と「会議体としての議
会」の二つの側面がある。政令指定都市の場合はどうしても縮図を絞り込むのがすごく難し
いので、委員会という形でもう一つ会議をする場を作ってやっている。小さい町村は、人数

が少ないのでそのまま一つでやる。要するに、大体全員協議会で全てやるような仕組みを長い間作ってきたので。

やっぱり安易な、安易なってつけた方がいいと思うんですけども、住民の安易な直接参加の拡張というのはまずいのかな。すみません。そうして書いた方がよりわかりやすかったかなと思います。以上です。

○的場慎一議長 その他ご質問ございますか。小堀議員。

○小堀清次議員 大変示唆に富んだお話をいただきましてありがとうございました。

議会の議員が議会で発言する、これももう当たり前のことだと思うんですけども、今回改正された地方自治法第89条の改正に盛り込まれた、並びにこの法律で定める検査、これを具体的に我々地方議会と言うところの監査ではなく検査としたというのは、実際地方自治法でいう検査というと、自治法上の中に書いてある検査は、全部この工事検査とかですよ。でもそういうことだけを指している文言ではないと思うんですけども、この検査の言葉の、具体的な我々の果たすべき役割についてご教示いただけたらと思ひまして質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○河村和徳講師 はい、ありがとうございます。

私ちょっと法律の専門家ではないので、ちょっとこの辺り1月の15日に僕も聞こうと思っていた話なんですけれども。ただ、解釈上の話をすると、検査及び調査その他の権限までが多分セットなんです。その他の権限といったところが、基本的に議会としてみると、執行部の活動をチェックするということと解釈をされているとすれば、幅広めにとっていいのかなというふうには思います。

ただ、要は法律学の場合ですと、やっぱ一つ一つの言葉がなぜ出てくるのかっていったときに、意味あるんでしょうけれども。おそらく監査は監査委員の部分の権限と重複するところもあると思いますので、そうするとそのあたりの文章の重複を避けているのかなと個人的には思うんですけど。ちょっとこの辺りは聞いてみます。

○小堀清次議員 というのも、堺市議会がどのベクトルで進んでいるのかというところはあると思うんですけども、今、市職員の働き方の改革を進めるべきではないかということで、質問通告を厳格にしたりであるとか、非常に議員が検査及び調査その他の権限を行使をしようと思うと、ここの部分で非常にバランスをとるのが非常に難しいなと思ひまして、ただ今回法改正によって、我々にとって経典と見るべき地方自治法にこう盛り込まれた以上、やはり議員の発言をするまでに至る、検査及び調査その他の権限の行使というのがどれほど果たすべき役割の中で上位にあるいは下位に位置づけられているのかということもできたらご

教示いただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○河村和徳講師 多分、検査とか調査とかその他の権限を行使するときに、やっぱりうちの自治体の議会の役割として、多分条例みたいなものをきちんと作って、もちろん自治基本条例あると思うけれども、そのあたりの条例を整備していく必要があると思うんです。

今だと多分イメージで、「こんなんでできるんじゃないですか」っていうんですけど、やっぱり検査とか監査とか手続きをするときは、手続きまできちんと作っておかなければいけないですから、一つはその条例のところの根拠をまず作っておこうと。さらにその条例の中で規則みたいな手続きみたいなところをきちんと決めましょうと。

先ほど出ましたけれども、日本の場合ですと執行部が条例を提案するだけでなくて本来議会が条例を提案して作ることができますので、議会がまずルール作りのところで踏み込んでいくようなところが先あるのかなと思います。

ですから、監視をしたいという政策課題がある。働き方改革を進めたい。だったら、議会としてできる権限とルールをまず作ることができると思いますので、やはりそのルール作りのところで一つ議論を生んでもらえるといいかと思えますし、このあたりは逆に特別委員会なりに京大、阪大の労働法の先生を呼んでいただくと、非常に上手く作れるかなと思います。

すみません、以上です。

○小堀清次議員 ありがとうございます。

○的場慎一議長 他にございませんか。井関議員。

○井関貴史議員 維新の会の井関です。ありがとうございます。

2点ありまして1点目は、日本では法律上は4年の任期ですけども、議長の任期が1年であることが多いんですけども、これについてどうお考えかということが一点。

もう一点は、日本であると、会派というか党派的な運営というかそういうものがあるんですけども、欧米の議会とかを見ていると、例えば党議拘束の強さの程度であるとか、もう一つは、国会だからかもわかりませんが、イギリス、アメリカであると採決の出席義務があっても、それ以外のところでは結構自由闊達にということで、議会のセレモニー化の程度が日本だと高いというふうに思うんですけど、その辺もうちょっと有効な、実質的な議論ができるような取り組み等があれば、よろしくお願いします。

○河村和徳講師 議長の任期の話はやっぱり自治体によっては違うものですから、これは何とも言いがたいところです。

おそらく昔の慣例は、たくさん皆さん議長をやっていたらと苦勞がわかって、分かち

合えるというところもあると思いますし、さらにやっぱりそのポジションに就いてみないとわからないというところはあるかと思います。そういう慣例のところもあるのかな。

一説には叙勲だという人たちもいるんですけども、そうするとたくさん皆さんいただくことになるので、そこだけではない。そっちがメインではないと思っています。

ただ、議長に対してどういう位置づけを与えるか、これは自治体で決めていただく必要がある。例えば、このあたりでもありますよね。議長選挙のとき、偶数の定数を作ってしまったがゆえに、ずっと議長選挙やり続けたという。要するに「自分のところから議長を出すと、議長が採決に加われないと負けるので嫌だ」というかたちですね。徳之島の方であったと聞きましたし、忍野村も確かそうだったと思います。

そもそも例えば、本当は議長の1年おきとかって考えるときにもう一つ考えていかなきゃいけないのは、定数を奇数にするか偶数にするかでやっぱり考え方が違うんですね。

アメリカには、上院なんか最後のファイナルボート、50州ありますから、フィフティフィティになったとき、最後は副大統領が議長としてファイナルボートをする。

そうすると、議長がファイナルボートをすることを想定して制度設計している場合の議長さんと、議事運営役ですよという形でその議長さんを想定しているところでやっぱり考え方が違う。

ですから、もしさっき言った、1年で変わるかどうかという話は、昔は多分議事進行しか考えていなかったところもあると思うんですね。

ですから、定数を考える、そして議長のあり方を考えるとちょっと大きい話としてあるので、一度そこで議論いただけるといいのかなと思います。

実際今、気仙沼市でその話になっている。要するに「定数なぜ偶数なんですか」と聞いたときに、「いや1人辞めて、2人辞めて」という話と、あと昔の議員の定数って法律で決められていたときに偶数だったんです。それをただ継承しているだけいうところもあるので。そういう点からすると、やっぱり議員のあり方とその定数のあり方と実は議長のあり方は連動していますので、そのあたり1回議論していただく必要があるかと思います。

あとは、会派の党議拘束も、これも正直に言うと、法律とか何かで規定されているわけじゃなくて慣例なんですよ。ですので、それはなかなか我々の方では。ただ、会派主義をとっても歴史が長いがゆえに、ちょっと国会の方ではそういう形でやっていますが、地方の中では会派主義をどう考えるかというのはいろいろあると思います。

沖縄は本土と微妙に違っていたりもしますし、例えば大部屋主義というのはみんな一緒だと思っているかもしれませんが、沖縄県議会に行くと議員の執務室があつてうらやましいということがあつたりしますから。そこはバリエーションとしてあると思いますので、会派のあり方とかそうしたものを、先ほど言ったように、議会って意外と明文化されてない話が多いんですね、昔からの伝統で。それを1回、棚卸というか洗い出しをする必要があるのか

なというふうに個人的には思います。

一番思うのは、実はドレスコードなんです。どこかでありませんでしたか、「クールビズ、ネクタイを締めるのをやめましょう」と言ったあとに、議長さんが「ネクタイしてきてください」と言ってちょっと紛糾した議会がありますけれど。そのあたりが多分これから課題になってくると思います。

長野県で、岩手県でもありますが覆面レスラーさんが当選して、マスクの見える位置がどうだこうだとか言って、それ生体認証でピッとやればマスクもヘチマもないかなと。あと帽子を取ってくださって言うていたんですけど、抗がん剤の治療の関係で、ちょっと取らない方がいいだろうという話の中で、帽子被られた議員さんに対して、ちょっとそれ人権侵害じゃないかという議論もあった。

ドレスコードなんかも昔からの何らかの慣習で、自治体によってはドレスコードを文章化しているところもある。

ですので、そういうようなところからすると、慣習というのはそれで問題はないのかもしれないですけども、一度洗い出しをして、ちょっと文章的にどうなんだろうと（考えてみてもよい）。

実際に、選挙立候補するときに、明文化されてないが故に、「入ってから」ってなったことありませんか。そういうこともやはりあると思うので、その自分たちがそういう経験をしていたらそこを考えていただけたらいいのかなと思います。

すみません。ちょっと雑駁になってしまいました。以上です。

○的場慎一議長 ありがとうございます。ちょっとお時間の方も迫っております、それでは最後簡潔に。吉川議員お願いします。

○吉川敏文議員 今日のご講演ありがとうございました。

住民に開かれた議会の実現ということでご講演いただきまして、今日いただいた内容、我々もしっかりそれに向けて努力する必要があると感じた次第です。その中で堺市の議会基本条例もやはり開かれた議会を作ることが一つの大きな目的であったかと思うんですけども、我々の努力以上に、住民の方が議会に対して関心も示されてないという方々が多くて、議会報告会を開いてもなかなか人が集まらないという苦勞をしている次第です。

そういうことに対して何かこういう事例があるよということがありましたらご紹介いただければありがたいです。以上です。

○河村和徳講師 これに関しては、どちらかというと、「来てください」と言うんじゃなくて、むしろ先ほど言ったように、ターゲットを絞って「この人たちを集めてください」というか、「こういうところで行く」という回数を増やさないといけない。

フェイス・トゥ・フェイスの強みというのは、そこに来ると逃げられないというところがポイントで、食わず嫌いで参加してみたら、あつということもあるんですね。

ですから、先ほど出たように、「声を聞けていないのでぜひお願いします」といった形で割り当てをして、例えば、この地域の方々でこの人とか、特にPTAとかそれなりの組織があるので、そこを最初のターゲットにして。充て職でも悪いわけではないんです。充て職があつてそこで初めて、「俺って意外と政治に向いているかも」と思う人たちの気づきの場になるというポジティブな思想でやっていく必要があるのかなと思います。

長野県のある自治体では、女性の方が行政区長、要するに町内会長になったら奨励金を余分に払うという。「お金積んでどうかな」と思うんですけども、ただそういうことでもしないとコミットする場というのはなかなか作ってもらえないところもあるので。どこか無理をして強制的に代表として、「政策を作るために、議論するために大事なんだ」というところ。気持ちそこで悪者になることが、かえって市民の参加につながるんじゃないかなというふうに思います。すみません、そんなところで以上です。

○吉川敏文議員 ありがとうございます。

ちょっとすみません時間がない中で、もう一点だけ。かつて堺市議会の議会費というのは、一般会計で占める割合というのは0.4%だったんですけども、今0.3%台でどんどんどんどん経費削減が言われている中で議会も経費削減してきたんですが、先ほど民主主義を守るコストが必要なんだというお話の中で、議会というのは議会みずからがそのコストを増やすことというのは、世論に対してなかなかその理由付けが難しい。議会活動を評価するといってもなかなか難しく、でも一定私は、議会にかかる経費というのは必要だと思うんですけども、そうしたことに努力されている議会の事例とかございますでしょうか。

○河村和徳講師 そうですね。直接努力というわけではないんですけども、地方交付税の中に議会費ってちゃんと算定根拠があるんですね。

意外とその地方交付税内に議会に関わる費用計算があつて、「これくらい本来もらえるはずだ」というところを調べてない議会も多いんですね。実際に地方議会議員のあり方に関する研究会で、「交付税措置を増やしてくれ」というのは議論で出ています。

ですので、出ないわけではないと思うんです。ないしは増やせることがなくて意外とピンハネされている可能性もなきにしもあらずというところもあります。ちょっと言い方あまり良いものではなかったですけど。だから逆に言えば、そもそもこの議会費で他の自治体と比べてどうなのか、というところはきちんと議会の調査でやっていった方がいいかなと思います。以上です。

○吉川敏文議員 どうもありがとうございました。

○的場慎一議長 はい、えらい宿題が出ましたけれども、すごい話がありましたけれど、すみ

ません。時間迫っておりますので質疑応答はこの辺りで終了させていただきたいと思えます。

○河村和徳講師 文書で出していただければ、お答えできる箇所はお答えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○的場慎一議長 ありがとうございます。それではここで木畑副議長よりご挨拶申し上げます。

○木畑匡副議長 第1部終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

河村和徳先生におかれましては、長時間にわたりまして大変勉強になる、そして面白いご講演を賜りまして本当にありがとうございました。堺市議会、議会改革に対する取り組みにつきましては、政令市の中でトップを走っていると自負をしております、これまでも積み重ねをしてきたんですけども、まさにデジタル、機械のデジタル化、ICT化というところの議論をさせていただいております。そういう中で今日いただいた、まさにデジタルインクルージョンという概念があり、また、使う時代に向けたオープンデータの整備と、それと同時並行してシビックテックをどう活用していくかという話。それからもちろん、根本的には89条改正の反映がございます。

こんなに宿題をいただいた講演というのものなかったかと、非常に身の引き締まる思いをしております。本日のご講演の内容を十分に生かして、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現、そして住民の皆さんから本当の意味で信頼される議会の実現に向けて、より一層議論を深めて堺市議会のさらなる発展に努めていく所存でございます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○的場慎一議長 それではこれもちまして河村先生のご講演を終了いたします。河村先生はここでご退席されます。皆様拍手をもってお見送りください。どうもありがとうございました。（拍手）

（河村和徳講師 退席）

○的場慎一議長 それでは二つ目のテーマであります議会基本条例についてであります。

皆様ご存知のとおり、議会基本条例は市民から負託された期待に応えるため、堺市議会の基本理念・方針や議会改革の手法等について平成25年に自主的に制定したものであります。

条例第18条第2項には、議会はこの条例の制定趣旨について理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後、速やかに議員に対しこの条例に関する研修を行うものとする規定していることから、本日の研修においてご案内をさせていただくものでございます。

クラウドシステムには研修資料として逐条解説付きの議会基本条例を掲載しておりますので、各自ご一読いただきますようお願い申し上げます。

次に3つ目のテーマでございます。

政治分野におけるハラスメント防止のための取り組みについてであります。

こちらは政治分野における男女共同参画の推進に関する法律において、地方公共団体の取り組む施策として、セクハラ、マタハラ等の防止に資する研修の実施が求められておりまして、その一環として2つの動画の視聴を行っていただきます。

1つ目は、昨年の研修会でもご案内いたしました、内閣府男女共同参画局が作成いたしました、政治分野におけるハラスメント防止研修教材となります。

2つ目は、令和5年3月27日に内閣府主催で開催されました、政治分野への女性の参画拡大に向けたシンポジウムにおけるパネルディスカッションの、政治分野におけるハラスメント防止、議員活動と家庭活動の両立についての動画でございます。

資料のレジюмеに記載しておりますアドレスにアクセスしていただくことで動画をご覧いただくことができます。

また本日の研修終了後、ビジネスチャットでも動画のアドレスをお知らせいたしますので、令和5年12月31日までに各自ご視聴いただきますようお願い申し上げます。

なお、ハラスメント防止に関する研修につきましては、昨今のハラスメントに関する報道等を目の当たりにしますと、本市議会においても社会情勢を踏まえより一層知識を深める必要があるのではないかと考えております。

また、全国市議会議長会からも令和5年11月20日付けでハラスメント防止研修等について改めて実施を検討していただきたい旨の依頼もあったところでございます。

そこで副議長をはじめ四役とも相談いたしまして、改めて研修会を開催することにいたしました。

11月24日の議会運営委員会で私からご案内いたしましたとおり、本日の動画視聴に加えまして、令和6年1月30日火曜日13時より、ハラスメントの防止と対策についてと題しまして、講師をお招きして研修会を開催いたしますのでご予定のほどよろしくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、堺市議会議員研修会を閉会いたします。

○午前11時54分閉会